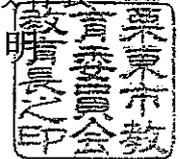


栗教委学第465号
平成26年4月1日

文部科学大臣 様

栗東市教育委員会教育長

森 本



平成26年度「地（知）の拠点整備事業」の申請について（副申）

このたび、滋賀大学長から文部科学大臣に申請している別添の計画については、栗東市の再生・活性化に寄与する重要な事業であり、連携・協力して取り組んでいくことといたします。とくに、この事業が掲げる「教育機能強化」等の諸課題への取り組みにおいて、本市教育委員会として滋賀大学の教育改革に資することを願っております。よろしくお取り計らいくださるよう副申いたします。

機関番号

14201

平成26年度「地(知)の拠点整備事業」申請書

Ver4.03

1. 設置形態	1	国立	2. 学校種別	1	大学
3. 大学名	滋賀大学				
4. 所在地	〒	522-8522	住所	滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号(本部・経済学部) 滋賀県大津市平津二丁目5番1号(教育学部)	
5. 事業名称 (30字以内)	びわ湖世界にかがやく<滋賀びと>の育成				
6. 申請者 (学長等)	氏名	佐和隆光	職名	学長	
7. 事業者 (大学等の設置者)	氏名	佐和隆光	職名	学長	
8. 事業担当者	氏名	中野 桂	職名	経済学部 教授・環境総合研究センター長	
9. 連携する自治体	滋賀県、大津市、高島市、長浜市、米原市、彦根市、多賀町、愛荘町、東近江市、近江八幡市、野洲市、守山市、草津市、*栗東市、湖南市 (下線は滋賀大学立地自治体)(*は主として教育委員会との連携)				
10. 企業、NPO等各種団体・機関	滋賀経済同友会、滋賀県経済産業協会、滋賀県中小企業家同友会 環びわ湖大学・地域コンソーシアム 認定NPO法人しがNPOセンター、NPO法人彦根景観フォーラム、NPO法人滋賀大キッズカレッジ				
11. 事業の一部を協力する大学					

12. 学部・研究科等名 (学生が所属する全ての部局名を記入)	教育学部				
	経済学部				
	教育学研究科				
	経済学研究科				
	特別支援教育専攻科				
	総	入	学	定	員
					943

13. 本事業担当課の連絡先 ※採択結果の通知、ヒアリング等の事務連絡先					
課名	学術国際課			所在地	滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号
責任者	氏名	西山康博	職名	課長	
担当者	氏名	井筒義弘	職名	副課長	
	電話番号	0749-27-7527		FAX番号	0749-27-1179
	e-mail①	kenkyo@biwako.shiga-u.ac.jp		e-mail②	soc-coop@biwako.shiga-u.ac.jp

14. 学校教育法施行規則第172条の2第3項において「公表するものとする」とされた教育研究活動の状況についての情報のHP等における公表の有無	有
---	---

15. 申請経費						
年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
申請額 (単位千円)	23,030	44,234	42,134	44,534	42,184	196,116

16. 事業期間	平成26年度～平成30年度 (5年間)
----------	---------------------

17. 事業の概要(※400字以内)

びわ湖世界には、個性豊かな中小の市町が世界有数の古代湖を取り巻き息づく。本事業は、それら地域が抱える諸課題を、環境への周到な配慮のもとに解決する人材を育てる。そのため、学長主導の「地域連携教育研究推進機構」を教育・経済両学部を横断して設置し、本学が培ってきた「地縁」を活かし教育改革を推進する。

事業の特徴は次の通りである。①教育・研究・社会貢献を一体で行う地域・産学協働教育を導入する。②カリキュラムを三層構成とし、まず全学必修科目「地域連携概論」を、次に「地域連携専門基礎」科目、さらに「地域連携プロジェクト講義」「同実習」科目を履修させ、所定単位取得者には、プロフェッショナルな課題感知力・協働事業デザイン力・地域社会感化力を兼備した<滋賀びと>の称号を付与する。③「広報デザイン室」を開設し、これらの教育活動を、学生や地域公共の担い手が取材や編集に携わり、反響に即応できる体制を組む。

I. 大学の目的・目標を踏まえた「地域志向」【1ページ以内】

1. 大学の目的・目標を踏まえた「地域志向」

大学全体の目的・目標における「地域志向」の位置付け、当該大学にとっての「地域志向」の内容を具体的に記入してください。

滋賀大学の目的・目標における地域志向の位置付け

学則第1条(平成16年)を受けて制定した滋賀大学憲章(21年)では基本理念として「『琵琶湖世界BIWAKO cosmos』から世界へのつながりを拓く」と掲げている。さらに、付帯文書では「琵琶湖世界」を「近江地域の風土、歴史、伝統、自然と、そこに居住し琵琶湖と関わりつつ生活をする人々の営みの総体」と定義している。

同憲章は、教育目標として、「滋賀の歴史と文化の継承と発展、及び琵琶湖を起点とする自然環境の保全を実現する特色ある教育を追究する」と特記し、研究目標については、理論研究と実践研究の融合を図るとし、普遍を求める視野と、実践的(多くは地域での)研究との相互刺激が創造性をもたらすとしている。また、社会貢献目標では、「開かれた大学として、地域社会の発展に寄与する」と明言し、さらに行動指針として、「学生起点の発想に立った」教育を行うとしている。

また、育成する人材像については、滋賀大学憲章において「市民的公共心」の涵養を謳い、さらに付帯文書はそれを敷衍し、「市民の参加・協同と結びついた公共心の育成により、より活力のある分権型市民社会の発展に貢献する」としている。

滋賀大学の「地域志向」の内容

滋賀大学は、2学部で構成される。内、滋賀県師範学校を前身とする教育学部は、県内教員養成の中心的役割を担い(県内の小中学校および特別支援学校の新規採用者の約30%を占める)、彦根高等商業学校を前身とする経済学部は、近江商人発祥の地にあつて、地域経済に多くの人材を輩出してきた。現在、教育学部生の約40%、経済学部生の約17%(過去5年間平均)が県内出身者である。

◆教育学部は、16年に「地域教育支援室」を設置して、地域の教育委員会や学校との連携による教員養成や教育課題解決への取組みを体系化し、現在、大津市、栗東市、守山市の教育委員会と共同で、学生を地元の教育活動に参加させ、教員としての指導力を向上させる事業を実施している。また、7年度文部省委嘱事業「地域における生涯学習システムの研究開発」を契機として、滋賀県と共同で「淡海生涯カレッジ事業」を開発。社会人を対象に、公民館、高等学校をも活用して日常学習から専門研修まで階層性のある課程を提供している。さらに、17年より滋賀県の協力を得て「環境学習支援士養成プログラム」を開始し、環境問題の専門知識を有し、学校や地域にあつて先導して環境問題解決に取り組む人材の育成に取り組んでいる。学生、現職教員あるいは淡海生涯カレッジ修了者も受け入れ、多分野を背景にした共学教育の効果を上げ、既修者同窓組織の活動も活発である。さらに、現在、地域の学校園や滋賀県総合教育センター等と協働し、高校生支援や学習困難児教育支援などを推進する事業を30件近く展開している。

◆経済学部では、「サービス・イノベーション人材育成推進」や、「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成(産業界ニーズ対応)などを契機に、地域・産学協働教育(CO-OP教育)の推進に努め、地域課題解決型プロジェクト科目の実施などを行なっている。また、県内唯一の夜間主コース教育は、地域自治体職員を継続して受入れている。さらに、戦前からの近江商人研究の蓄積の上に地域史研究も推進しており、昭和27年開設の附属史料館(地域の信頼を背景に、重文を含む文書約16万5千点を収蔵)では、まさに地域における知の拠点として、古文書解読訓練のほか、企画展の開催や自治体史編さん事業参画に努めている。なお、附属リスク研究センターにおいても、「滋賀県経済指標」を県商工観光労働部と共同開発、県の景気判断、政策形成に貢献するとともに、学生参加のもと、データ収集や理論化作業に取り組んでいる。

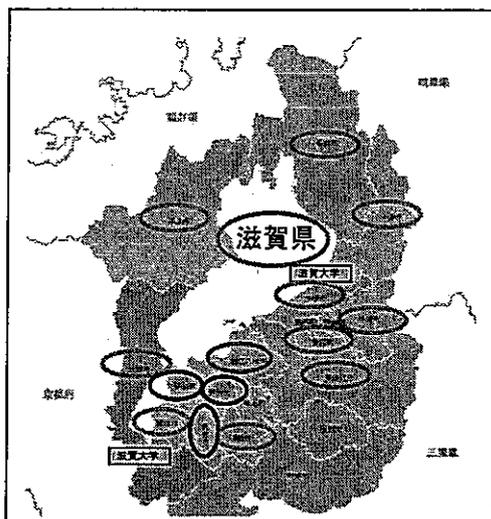
◆附属施設関連では、24年度から社会連携研究センターを発足させ、それまで産学共同技術経営、地場産業育成、生涯学習、自治体職員学び直しや市民的まちづくりなどを担っていた諸組織を統合し、地域連携効果増進と学内外への可視化を強めている。とくに、19年来の「地域活性化プランナーの学び直し塾」は、県内10市町の支援を得て、中堅職員の政策立案能力向上に貢献。24年度から(一財)滋賀県市町村職員互助会から寄付金も受け(平成38年度まで継続予定)、同窓活動も盛んである。また、環境総合研究センターは、「統合的湖沼流域管理においてハートウェア(心・水文化・記憶)が果たす機能の研究」において、地域におけるNPO団体の活動調査や地域の環境関連資料のデータベース(日本語版LAKES)を開発運用するなど、地域を対象とした環境研究、環境教育を行なっている。

◆附属図書館も、これまで例年の日本教科書展の開催(25年で27回目)や、地元中学生の職場実習への協力などによる地域貢献を行ってきたが、地域の史資料を核とする知の集積を学内の教育改革推進に活かすべく、26年開館の「土魂商才館」とも連携し、地域に開かれた図書館への歩みを進めている。

II. 「地域」の設定【2ページ以内】

1. 「地域」の図

今回の申請に関連する地域の地図を記入してください。



- : 包括協定自治体(大学協定) [8市2町]
大津市、高島市、長浜市、米原市、彦根市、
多賀町、愛荘町、東近江市、草津市、湖南市、
- : 特定協定自治体(学部協定) [3教育委員会]
野洲市、守山市、栗東市
- : 大学協定予定自治体
滋賀県、近江八幡市
- 滋賀大学 : 大学本部と経済学部は彦根市に、教育学部は
大津市に立地。

2. 「地域」の課題等

(1) 「地域」に含まれる各自治体の人口と財政力の現状

【右表参照】

(2) 「地域」の課題

今回の申請により解決を図ろうとする課題を中心に、当該地域の課題を記入してください。(ここで示された地域の課題に対する大学の対応については、「Ⅲ. 地域を志向した教育・研究・社会貢献の現状、達成目標及び具体的取組」で記入すること。)

地域課題は、①ガバナンスに関する分野(各課題に共通)と、②教育、③地域経済、④環境・文化の合計4分野にまたがる。そして以下の諸課題は本学が実施した各自治体・教育委員会との面談に基づき抽出したものであり、本学の教育改革を通じて解決を図るものである。

1) 地域ガバナンスの構築——新しいまちづくりへ

本事業の連携自治体 14 市町のうち、7 市 1 町が「平成の大合併」を経験し、合併当初は財政基盤強化のメリットが強調されたが、役所・役場の遠隔化による「新たな中心と周縁」の発生、議会の対人口比定数の縮小など、“遠くなる自治”の懸念も払拭できない。財政も、確実に厳しさを増す。行政主導型のガバナンスは限界を迎えており、市民、企業、NPO 等が各々公共性を強め、議会、行政と協働して地域づくりに取り組む新しいガバナンスが求められる。とくに、①環境ガバナンス、②地域防災力の強化、③とりわけ県北部の自治体における、若者の定住を促すまちづくり、④地域公共交通の再建、⑤合併自治体における地域自治(学区まちづくり協議会や地域協議会などの狭域の自治)の活性化、以上5点は、ガバナンスに直結した喫緊の課題である。

2) 地域の環境保全と文化振興

主要課題は次の3点である。①近畿 1400 万人の水供給をになう琵琶湖とそれを取り巻く自然環境の保全、②おうみの歴史風土の継承、とくに古社寺を核とする共同体行事、伝統産業文化、生活文化、言語文化についての現代的価値の発見と、それらの新たな活用による文化振興の展開(湖南地域は、京阪大都市圏のベッドタウンへと変容、湖西北部、湖北山間部の過疎化とともに、独自の風土の風化が著しい)、③合併自治体の新アイデンティティ構築課題と、これらの風土変容を乗り越える課題。以上3点は、いわば一体の課

都道府県・市区町村	H22 国勢調査人口	財政力指数 (21~23 平均) (青字は0.7以下)
滋賀県	1,410,777人	0.58
大津市	337,634人	0.84
高島市	52,486人	0.43
長浜市	124,131人	0.60
米原市	40,060人	0.60
彦根市	112,156人	0.78
多賀町	7,761人	0.68
愛荘町	20,118人	0.70
東近江市	115,479人	0.74
近江八幡市	81,738人	0.70
野洲市	49,955人	0.88
守山市	76,560人	0.89
草津市	130,874人	0.97
栗東市	63,655人	1.06
湖南市	54,614人	0.95

題として取り組む必要がある。

3) 地域の教育機能強化——開かれた教育へ

教育の地域社会からの遊離が課題となっている。教育を地域社会に開くこと——それにより、様々な世代の人びとが若い世代の育成に関わり、文化の豊かな厚みを伝える。教育ガバナンスのあり方を問うことにより、教育再生と地域再生が可能である。具体的な課題は、①地域住民の参加を含む教育ガバナンスの確立、②大学における地域・産学協働教育の取組の拡充、③障害児教育の先進地である滋賀の伝統を活かし、学修困難な児童生徒が地域社会に参加し自尊感情を高める環境づくり、④外国人児童生徒への日本語修得・学習支援のしくみづくりと地域への包摂、⑤多世代の市民が学び続ける生涯学習機会の拡大である。

4) 地域経済の活性化

滋賀県にはわが国有数の製造業の工場や物流施設があり、地域経済と自治体財政を支えてきた。しかし、グローバル化の中で、それらの機能は低下しつつある。また、高度技術を有する中小企業の集積(湖南地域)、仏壇、パルプ、縫製業といった伝統的地場産業の集積(湖東地域)などの強みがあるものの、需要減少、競争激化、環境対応などの難題に直面している。さらに、豊かな歴史文化資源を活かした観光産業の育成や地域特産物の開発は容易には進まない。主な具体的課題としては、①環境・エネルギー、医療・福祉、観光、農業の各分野での新ビジネスモデルの構築、②県内企業の異業種間交流のコーディネートによる高付加価値製品やサービスの開発、③いわゆる「県北部の経済振興」への対応などがある。

注) 諸課題の概要は、9 ページに図示している。

3. 当該「地域」を対象とする理由

大学が当該地域の拠点となる必要性・重要性を、これまでの自治体、地元企業、NPO 等各種団体・機関との連携の実績も含めて記入してください。

滋賀大学は当該地域において、上記課題(ガバナンス、教育、経済、環境・文化)に関して、知の集積、融合、応用、媒介、再生産の場として圧倒的な役割を担ってきており、今後、学生教育の改革を念頭に、その役割をさらに強めることは、本学の教育・研究・地域貢献をより持続・発展させる上で必須と考える。以下に記すこれまでの連携の実績(概要)は上記の考えの具体的な実行を促すものである。

- ① 学生教育: 大学全体としては、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの運営に幹事校として参画し、地域・産学協働による地域学支援を継続、また湖東の3大学(滋賀県立大学、聖泉大学および本学)の一員として、彦根市と(株)平和堂の協力を得て「彦根・湖東学」講座を展開している。また、公募制学生自主企画プロジェクトでは、地域志向の学生の主体性を涵養している。教育学部においては、教育実習の他、発展実習、自主参加体験科目などにおいて、地域での教育実践を行っている。また、教育委員会と連携してスクールサポーター制度を運用し、地域貢献的教育活動を行っている。経済学部においても、さまざまなPBL、インターンシップ・プログラムを実施し、地域とのつながりの中で学生教育を行っている。
- ② 研究: 県内の国立大学法人として、過半数の教員が当該地域を主な研究フィールドとしている。特筆すべきは、経済学部附属史料館であり、昭和27年に主に滋賀県下における史資料の散逸を防止し、その保存と学術的活用を図ることにより、経済史、経営史、社会史等の関連諸学の発展に寄与することを目的に設立され、以来この分野における唯一無二の知の拠点を形成してきた。環境総合研究センターは、長年にわたり琵琶湖を含む当該地域をフィールドとして、調査艇2艇を保有し環境にかかわる研究を展開している。また、平成3年に発足した滋賀の食事文化研究会にも、立ち上げ当初から参画している。さらに24年度より、内閣府との地域及び中小企業の活性化に関する共同研究会を立ち上げ、教員3名が経済社会総合研究所の主任研究員として参画するとともに、26年度より人事交流も実施することになっている。
- ③ 地域の社会教育: 地域活性化プランナーの学び直し塾、公共経営イブニングスクール、淡海生涯カレッジの運営実績があるほか、(一財)滋賀経済産業協会と連携した「地場産業再生MOTフォーラム」や「エグゼクティブ・プログラム」、あるいは「アグリビジネス振興プログラム」、「地場産業再生研究会」、「関西伝統技法倶楽部」、「新融合イン滋賀」などの取組も行なっており、24年度以降は学生の参加も試みている。
- ④ その他の地域貢献: 多数の教員が審議会や委員会(教育委員会を含む)等の委員を務めて来ており(当該地域において過去3年間実績で毎年平均のべ150名)、また、教員が代表あるいは理事を務めるNPO等も多数存在する。滋賀県研究者情報データベースは、滋賀県(商工観光労働部中小企業支援課)の受託事業として本学が開発し、運用管理している。

～SNSを活用した情報発信と市民交流の強化へ～

「栗東市公式 Facebook ページ」の運用開始について

栗東市では、今後より一層の広報活動の充実と迅速で効果的な情報発信を目指すため、近年、手軽で有効的な情報発信ツールでありSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の代表格であるFacebook（フェイスブック）を採用する中でアカウントを取得し、下記のとおり「栗東市公式 Facebook ページ」の運用を開始いたします。

記

- ◆ **運用開始日** 平成26年5月1日（木）【予定】
- ◆ **アカウント名** 栗東市役所
- ◆ **アクセスURL** <http://www.facebook.com/RittoCity>（予定）
- ◆ **掲載内容** 「市民生活に役立つ情報」を基本として、市行政に関するタイムリーな情報・ニュースや市からのお知らせ、イベント・行事内容など。また、緊急情報の他、災害時における被害・避難情報などを届けます。
- ◆ **運用方法** 運用が軌道に乗るまでの当面の間は、市政情報やイベント・行事等の案内、状況報告など各課から提供いただく掲載情報を広報課職員が集約し随時投稿します。将来的には関係各課からの情報投稿を視野に踏まえた運用とします。
- ◆ **ねらいと効果**
 - ・これまでの栗東市公式ホームページ、広報りっとう等の広報手段に加え、手軽で迅速な情報発信が可能。
 - ・「いいね！」や「シェア」ボタンによる圧倒的な情報の拡散。
 - ・若い世代をはじめ幅広い世代に市政に関心を持ってもらえる。
 - ・必要に応じて返信するコメントによる双方向性を確立したコミュニケーションの充実が図られる。

◆Facebook 運用方針 ※別添のとおり

※Facebook は、米国 Facebook 社が提供するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と呼ばれるネット上の交流サイトで、利用者が情報を発信したり、利用者同士がやりとりしたりできるしくみです。利用者は実名登録が必要で、投稿・交流する上では比較的安全度が高く、ネット上のいわゆる“炎上”などのトラブルがないとされています。

平成23年頃から自治体等での活用が全国的に増え始め、県内では、昨年度までに、滋賀県、大津市、草津市、守山市、湖南市、甲賀市、彦根市、長浜市、米原市が運用を開始しています。

栗東市公式 Facebook ページ運用方針（案）

1 目的

栗東市では、市政情報やイベント情報などをタイムリーに発信することで、より開かれた市政運営と広報活動の充実、更には市民参画と協働によるまちづくりに資するため、アカウントを取得し、栗東市公式 Facebook ページを開設します。また、緊急時における情報提供や災害時等における情報の伝達手段としての発信を行います。

当ページを通じての情報発信にあたり、運用方針を以下の通り定めます。

2 Facebook ページアカウント情報

アカウント名 栗東市役所

アクセスURL(未定：取得希望案) <http://www.facebook.com/RittoCity>

3 Facebook ページ管理者

管理者：栗東市 政策推進部 広報課

管理責任者：栗東市 政策推進部 広報課長

投稿者：栗東市 政策推進部 広報課員

問い合わせ先：栗東市政策推進部広報課 電話：077-551-0641

4 掲載情報等

市民生活に役立つ情報を基本に、以下の内容とします。

- (1) 栗東市がかかわるイベント、行事予定、告知などの情報
- (2) 栗東市民や団体に関わるイベントや行事などの情報
- (3) 特産品など栗東市の魅力を伝える情報
- (4) 災害、緊急情報
- (5) その他、市政にかかわる情報

5 運用および投稿時間

原則として開庁時間内(平日、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。祝日、年末年始を除く)とします。より効果的な情報発信のため、この時間以外にも予約投稿する場合があります。また災害等緊急時には日時に関係なく、状況に応じて投稿を行うことがあります。

6 投稿

- (1) 利用者は、閲覧、投稿などを自由にすることができます。

- (2) 利用者からの投稿、コメント等に対しては、市は必要に応じて返信を行います。ただし、全てのコメントに対して返信を保証するものではありませんので予めご了承下さい。なお、返信・回答が必要なご質問やご意見等については、市ホームページ上の各課電話番号またはメールアドレスをご利用いただき、直接各担当課までお問い合わせ下さい。

7 禁止行為

以下の内容を含む投稿はおやめ下さい。禁止行為に該当すると判断した場合は、断りなく投稿の全部または一部を削除する場合があります。

- (1) 特定の個人、企業、団体、国、地域などを誹謗中傷する内容
- (2) 他者の人権を侵害する恐れのある内容
- (3) 暴言、卑猥な表現および公序良俗に反すると認められる内容
- (4) なりすましや存在しないメールアドレスを記載するなどの行為
- (5) 法令等に違反する内容および違反をそそのかす内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動と認められる内容
- (7) 犯罪を助長、誘発する恐れがあると認められる内容
- (8) 政治活動、宗教活動と認められる内容
- (9) 「Facebook 利用規約」に反する内容
- (10) 有害なプログラムなどを含む内容
- (11) その他、ページ運用上、栗東市が不相当と判断した内容

8 免責事項

- (1) 投稿内容および情報については細心の注意を払うこととしますが、事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有効性を保証するものではありません。
- (2) 掲載した情報は、時間経過や状況変化により当初とは内容が食い違ってしまいう場合があります。後日、内容の訂正や補足、取り消しを行うことがあります。
- (3) 市は利用者がページ上の情報を利用または信用した結果、利用者または第三者が被った損害については、一切の責任を負いません。
- (4) 市は利用者が投稿した情報、意見などについて一切の責任を負いません。投稿によって利用者間、あるいは利用者と第三者間に生じた、いかなる紛争や損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 当ページの内容については予告なく変更、削除することがあります。
- (6) Facebook の利用方法等、技術的なご質問等については、市は一切お答えすることができません。Facebook 全般の利用方法については、Facebook ヘル

プレンター（外部リンク）でご確認下さい。

- (5) 上記のほか、ページ上で起きた事柄に起因する損害について、市は一切の責任を負いません。

9 知的財産権

掲載する記事、写真、動画などあらゆる情報にかかわる知的財産権（著作権、商標権などすべての権利）は、栗東市および原作者、著作者に帰属します。私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

10 個人情報

- (1) この運用方針でいう個人情報とは、栗東市が提供を受けた住所、氏名、電話番号、Eメールアドレスなど特定の個人を識別できるものを指します。ページ上に掲載する個人情報の収集、利用、管理は、個人情報保護法および栗東市個人情報保護条例に基づいて適正に取り扱います。
- (2) ページ運用にかかわって市職員が個人情報を収集する場合は、利用目的を明示します。
- (3) 提供された個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲で利用します。
- (4) 収集した個人情報は、厳重に管理して漏洩を防ぎます。

11 運用方針の変更

この運用方針は、予告なく変更することがあります。

この運用方針は平成26年 月 日から適用します。